

2023年10月20日

こども大綱 中間整理への意見書

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
事務局長 高井明子

セーブ・ザ・チルドレンは、こども家庭庁が2023年9月29日に公表した「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」（以下、「中間整理」という）について、以下の通り意見書をお送りいたします。

.....

中間整理は、「第2 こども施策に関する基本的な方針」において、子どもの権利条約および日本国憲法、子ども基本法の精神に則り、すべての子ども・若者が「身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる」社会の実現を掲げています。そして、子ども・若者が権利の主体として尊重され、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図っています。また、子ども・若者や子育て当事者の意見を聴き、対話、ともに考えていくことを明確に打ち出しています。セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもの権利が保障され、子どもの声が聴かれ、活かされる社会の実現に取り組むNGOとして、こうした基本方針が出されたことを歓迎します。

一方で、あらゆる事項や施策につき、子どもの権利に基づき子どもの最善の利益を確保するという観点や、特に子どもの貧困対策の観点からは、中間整理はまだまだ内容が不十分または不適切である部分も見受けられます。私たちは、こども大綱が真に子どもの権利に根ざしたものとなり、また国および各自治体においてこども大綱に則った子ども施策が着実に実施されることを求め、1. 中間整理全体を通じた意見、および、2. 子どもの貧困問題に関する意見をまとめました。

これらの意見が十分に検討され、最終的なこども大綱に反映されるよう、要請いたします。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F
TEL: 03-6859-0015 (担当: 山内澄子)
E-mail: japan.advocacy@savethechildren.org

1. 中間整理全体を通じた意見

(1) 安心安全な子ども参加の実現のため必要な取り組み

子どもの権利条約第12条では、子どもは自己に「影響を及ぼすすべての事項について」自由に意見を表明する権利を保障されていることが明記されています。このことから、子どもや若者の社会参画を実現するためには、子どもや若者は自らのことについてのみ意見を形成するのではなく、さらに広い視野で自分が暮らす地域や社会に対しても意見を形成し、表明できるようにすることが必要です。他方で、自分の意見を持ち、その意見を表明することに対してハードルを感じる子どもたちが多いという状況を鑑みると、「意見形成への支援」について、それが具体的にどのような方法で行われるのか、明記される必要があると考えます。

子ども参加の目的は、子どもが権利の主体として意思決定に参加すること、また社会参画の一連のプロセスを通じた子どものエンパワメントであると考えます。その視点から、子どもにとって重要なことは、自分たちの意見が施策に反映されることそのものよりも、自分たちの意見が大人に対等かつ真剣に取り扱われ、検討されること、そして文中に明記されているように、結果についての適切なフィードバックが行われることであると考えます。

そこで私たちは、中間整理への次の修正を要求します。

- 下記該当箇所につき、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.8 32行目

「こども・若者が、自らのことについて地域・社会のことについて意見を形成し、その意見を表明することや、(…)。」

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.14 36行目

「(…) 空間の創出などの取り組みを推進する。また、こどもの最善の利益が確保され、こどもが安心安全に過ごせるような環境形成のために、普段過ごす場所(公園・児童館・通学路・学校など)に対するこどもの意見を聴き、反映させるよう、まちづくりへの子ども参加を促進する。」

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.8 35-36行目

「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、子どもや若者にとって

わかりやすい表現による情報提供、子どもや若者にとって馴染みやすい・アクセスしやすいツールを活用した情報提供を含め意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.9 7-9 行目

「子どもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会を作り、その意見を子ども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、子ども施策に反映させるよう真摯に検討し、どのように反映または検討されたかをフィードバックし、（…）。」

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.14 36 行目

「（…）空間の創出などの取組を推進する。また、子どもの最善の利益が確保され、子どもが安心安全に過ごせるような環境形成のために、普段過ごす場所（公園・児童館・通学路・学校など）に対する子どもの意見を聴き、反映させるよう、まちづくりへの子ども参加を促進する。」

（２）子ども参加を包括的かつ多面的に捉えるための指標の設定

こども大綱は、こども基本法の第 9 条第 3 項・第 4 項に基づき、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するものであることから、そこに掲げる数値目標と指標は、これら既存の 3 つの大綱に掲げる数値目標と指標を確実に網羅する必要があります。

また、大綱策定後の施策実施状況の評価にあたっては、当事者である子どもたちの声を学校や児童館、その他関係機関、民間団体などと連携し、広範囲に聴いていくことが望まれます。それに際して、子ども参加は一過性のイベントではなく、「情報提供→意見形成→意見表明→フィードバック」という一連のプロセスに則って行われるべきであることを鑑みると、当事者である子どもたちの意見が、目標に対する指標自体の決定にも取り入れられることが望まれます。

特に子ども参加については、評価の指標を「参加した子どもの数」や「集められた子どもの声の数」といった目標に対する数値に限定せず、子ども参加を包括的かつ多面的に捉えるための指標の設定が必要です。

- 下記該当箇所に、下記下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.37 31-32 行目

「参考指標として、①数値目標に紐づく個別の施策の進捗状況を検証可能とする指標、②こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。目標に対する指標の設定や評価は、子どもの意見を取り入れながら実施する。特に子ども参加については数値目標で目標を達成できたかを判断するのではなく、施策に携わった子どもの声やその後の変化なども、評価指標とする。」

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.37 33-34 行目

「数値目標と指標には、本大綱が「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するものであることに鑑み、これら3つの大綱に掲げる数値目標と指標を、拡充が必要な部分を見直し・整理した上で、引き継ぐものとする。その上で、おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。」

（3）地方自治体における子ども条例の制定のための国による支援

子どもの権利についての理念的規定を含む条例を制定することは、参加する権利、教育を受ける権利や虐待・いじめ等を受けず健やかに生きる権利を含む子どもの権利全般についての意識啓発に繋がります。さらに、子ども関連施策の策定やその実施のための予算確保に加え、子どもに対する何らかの権利侵害があった場合に、子どもが救済を受けられる体制づくりにも繋がります。これらの背景や効果を鑑みると、自治体における条例の制定は、こども大綱の基本理念の実現のために不可欠であり、自治体が条例制定のために地域内での意識醸成を行い、目的やグッドプラクティスを共有し、制定までのプロセスを進めるためには、国による支援が有効であると考えます。

- 下記該当箇所に、以下の項目を新たに追加することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.38 10 行目

「（自治体こども条例）

子どもの権利保障を目的とし、子どもの権利に根差した継続的な子ども施策を地域において実施するために、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置を含め、自治体における子ども条例の制定に向けた必要な支援を行う。」

（4）地方自治体における子ども参加推進のための人的・財政支援

今後全国の自治体で子ども参加の機会や場づくりが進められていくにあたり、重要なのはファシリテーターが遠方から派遣されてくることではなく、むしろ地域の子どもたちや施策のことについて熟知し、地域で継続的に子どもたちに関わることのできる人材の地場育成と専門性の向上、その定着のための財政的な支援であると考えます。

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.32 16-18 行目

「こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方自治体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、及び地域におけるファシリテーターの養成と定着のための支援、また、好事例の横展開等の情報提供を行う。

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.33 13-15 行目

「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安心・安全な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、自治体における人材育成、人材確保や養成等のための取組、また専門性の向上のための取組を行う。」

（５）子ども施策の推進における、国連・子どもの権利委員会の総括所見における勧告や一般的意見への対応

こども家庭庁において、こども家庭審議会による決定で作られた「こども政策部会」の所轄事務の一つに「児童の権利に関する条約に係る取組に関する調査審議（児童の権利委員会の総括所見の国内施策への適切な反映等）」が挙げられています。また、国連・子どもの権利委員会の一般的意見は、法的拘束力こそ無いものの、条約の解釈・実施にあたって必ず参照すべき権威ある文書として位置付けられています。総括所見における勧告に対する対応や、施策の推進における一般的意見の参照・反映への優先的な取り組みが必要だと考えます。

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.12 20-21 行目

「同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による、総括所見の中で日本政府に向けられた勧告を含む見解やOECD、G7やG20における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、（…）。」

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.38 24-26 行目

「こどもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。」

（６）子どもの権利の啓発・人権教育

子どもたちが自らの権利について学び、権利を自分事として捉え、さらに日常の中で活かしていくためには、子どもたちにとって身近な場所やシチュエーションで、子どもにわかりやすい権利教育を行うことが必要であると考えます。また、子どもの権利・人権教育を実施することで、自らおよび他者の人権を尊重し、社会の一員として社会に参加する意識が醸成されることが考えられます。

さらに大人に対しては、子どもの権利に関する啓発を実施するとともに、特に子どもと直接的に関わる職業に就く大人に対しては、子どもの最善の利益と安全が確保されるよう、子どものセーフガーディングについての研修などの支援と現場での順守の徹底も求められます。

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.6 5-6 行目

「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人および権利の主体としてとしてひとしく健やかに成長することができ、（…）。」

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.8 10-11 行目

「こども・若者が、学校教育や子どもにとって身近な場所で、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学べるようにし、（…）。」

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.13 33-34 行目

「全てのこども・若者に対して、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに（…）。」

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.13 36-38 行目

「学校教育において子どもが自らの権利について学び、自らおよび他者の権利を守る方法や意見表明の方法、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。」

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.14 5-6 行目

「保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や人権・子どもの権利に関する研修等を推進強化し（…）」

- 下記該当箇所に、以下の項目を新たに追加することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

P. 14 8-9 行目の間

「特に子どものために働くあらゆる関係者（行政職員、教職員、児童相談所職員、保育士、学童指導員、医療従事者、裁判官、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、法執行官など）、子どもの親や養育者に対する子どもの権利の啓発のための研修を実施する。

また、子どもに接する大人のリスク認知として、子どもに関わるすべての現場において、虐待や搾取、不適切な指導などの行為や危険を防止し、子どもにとって安心・安全な活動環境を確保するための子どものセーフガーディングについて周知し、現場における順守を徹底する。」

- 下記該当箇所の文章に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.24 11-12 行目

「持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもの権利に基づく個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。」

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.24 29-30 行目

「子どもが自らの権利や自らを守り助けを求める方法、社会形成への参画する態度や規範主権者意識とその具体的方法を学べるよう、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する包括的な子どもの権利・人権教育を広く推進する。する」

（７）子どもに対する暴力の撤廃

中間整理では、虐待、性暴力、いじめに対する取り組みの推進が明記されていることを歓迎する一方で、体罰やその他の子どもの品位を傷つける行為など、抜け落ちている項目もあります。子どもに対する、あらゆる場所で行われる、あらゆる形態の暴力をなくすため、施策・対策を行っていく必要があると考えます。

日本政府は、「子どもに対する暴力撤廃グローバルパートナーシップ（GPEVAC）」が推進する「パスファインディング国」として、自国内の子どもに対するあらゆる暴力撤廃に向けて取り組むことを国際および国内でも約束しています。2021年8月には子どもに対する暴力撤廃を包括的に実施する枠組みである「子どもに対する暴力撲滅行動計画」が省庁連携によって策定されています。中間整理では「国際的な連携・協力」の項目で触れられていますが、この行動計画の着実な実施は、国内の子ども施策の重要な事項として、こども大綱においてより適切な箇所に位置づけられるべきと考えます。

- 下記該当箇所に、「子どもに対する暴力の撤廃」を**独立項目として追加**することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.13～21 「第3 こども施策に関する重要事項」

1. （独立した項目として）「子どもに対する暴力の撤廃」を立てる。
2. 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」において、政府はすでに『これまで積み重ねられた様々な取組を含めて子どもに対する暴力をなくすための取組を幅広く取り纏め』ており、同行動計画を子どもに対する暴力撤廃への包括的な取り組みとして大綱において明確に位置付け、着実に実施することを記載する。
3. そのうえで、中間整理ですでに述べられている、児童虐待防止、性暴力、いじめについては同「子どもに対する暴力の撤廃」項目に（も）含める。行動計画のもう一つの優先順位である「体罰」についても、学校、家庭、施設等における体罰等をなくすための取り組みを明記する。
4. 同行動計画の実施の進捗モニタリング・評価においては、子どもを含むマルチステークホルダーで進めることを大綱においても明記する。

- 下記該当箇所に、「不適切指導」を**独立項目として追加**することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.24 32-33 行目の間

「生徒指導提要（2022年改訂）を踏まえ、学校における生徒指導の在り方を適切に見直すことを促進するとともに、不適切指導をなくす。」

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.26 21-22行目

「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、またこどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。」

（８）困難な状況に置かれた子どもの権利保障

子ども・若者を権利の主体として認識し、今とこれからの最善の利益を図るという観点からすると、権利侵害が起こってから子どもたちを守り、救済するのでは遅すぎ、権利侵害が行われないよう予防的措置を取ることが重要であると考えます。

また、こども大綱においては、社会で取り残されがちな子どもたちを含む日本で暮らすすべての子どもが包摂され、支援の網の目から取りこぼされないよう、特定のグループに属する子どもたちが網羅的に明記されること、また、特に脆弱な立場に置かれやすいグループに属する子どもたちがいかなる法制度やその運用、および社会生活や社会参画においても差別的取り扱いを受けないことを明記することが必要であると考えます。

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.8 21-22行目

「思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって、教育・医療・社会保障等こども政策に関するすべての法制度とその運用等、ならびにこども・若者の社会生活や社会参画において、差別的取扱を受けることがないようにする。」

【該当箇所のページ番号&行番号】

p.8 23-24行目

「貧困、虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子どもを守り、救済することも守るための予防的措置をとり、権利侵害が起きた場合は速やかに救済するための体制を構築する。」

- 下記該当箇所の文章に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.8 37 行目、p.9 1-3 行目

「貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国大のにルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者（…）。」

（9）「子どもの権利とビジネス」への取り組み

企業活動が子どもに及ぼす影響は多岐に渡り、職場・市場・地域環境の幅広い範囲に及びます。「子どもの権利とビジネス原則」および一般的意見 16「企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について」の 2 つの枠組みは、国連ビジネスと人権に関する指導原則、子どもの権利条約をはじめとする国際基準に基づき策定され、企業による子どもの権利への広範な影響と必要な対応を包括したもので、これらを活用しビジネスによる子どもへの負の影響を最小化する必要があります。

加えて、特に子どものインターネット利用に関しては、インターネット・ユーザー側のリテラシー向上や対応のみならず、企業側の子どもに対するターゲティング広告や個人情報利用の抑制、政府による企業への規制など、子どもを保護する取り組みの強化が求められます。

- 下記該当箇所に、取り消し線部分を削除、および下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.20 31-32 行目

「…ペアレンタルコントロールによる、企業側による子どもの保護の取組強化といった対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。」

- 下記該当箇所に、下線部の内容を追記することを提案します。

【該当箇所のページ番号 & 行番号】

p.38 30 行目

「ビジネスと人権に関する行動計画に基づく取組を進める。、ビジネスが子どもの権利に与える様々な影響に着目し、「子どもの権利とビジネス原則」および一般的意見 16「企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について」の 2 つの枠組みのもと、企業による子どもの権利の尊重・推進を進める。」

2. 子どもの貧困に関する意見

(1) 子どもの貧困問題は国および自治体が解決すべき最優先課題の一つであることを明記

2007年、国連総会は、子どもの貧困とは単に経済的な側面だけではなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられると示しました。貧困によってもっとも大きな脅威を受けるのは子どもたちです¹。また、国連子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回日本政府報告書審査に対する総括所見²では、子供の貧困対策大綱を実施するために必要なあらゆる措置をとることが勧告されており（パラグラフ 38（c））、迅速な対策の推進が求められます。

しかし、中間整理の記述は子どもの貧困の政策的優先度が明確ではありません。現在、子どもの相対的貧困率はやや改善している一方、困窮層の状況は深刻化³、格差も拡大していることが懸念されています。子どもの貧困問題は国と自治体の密接な連携の下、より迅速かつ効果的に解決に向けて推進される必要がある最優先課題の一つであることを、こども大綱において明示的に言及すべきです。

(2) こども施策の推進によって、子ども・若者が不利益を被ることのない表現を使用

中間整理では、子どもの貧困対策を行うことで「我が国の将来を支える人材に成長していくことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながる」といった記載があり（中間整理 第3の1の（4））、国に資すると判断された子ども・若者のみが支援対象であるという印象を与えかねません。このような表現をこども大綱で用いることにより、そもそも貧困によって将来への意欲すら持てなくなった子ども・若者や障害のある子ども・若者、外国につながる子ども・若者などが支援から排除される、公的支援を利用することでスティグマや不利益を被ることが生じないか、懸念しています。こども大綱では、すべての子ども・若者が差別なく、健やかに、自分らしく育つ権利を享受できるという子どもの権利条約の精神に鑑み、どのような状況にある子ども・若者であっても公的支援制度の対象となることが明確に伝わる表現を用いてください。（例えば、中間整理 第3の1の（4）第1段落の第4文と第5文の順序を入れ替えるなど。）

(3) 経済的に困難な状況にある子ども・若者や子育て世帯による意見表明について明記

中間整理 第2の（2）において、子ども・若者の意見表明の取り組みが明記されたことを歓迎します。一方、経済的に困難な状況にある子ども・若者や子育て世帯は、もともと意見を聴かれづらい状況があり、さらに、意見を聴く際にはより一層の配慮が必要です。

こども大綱では、子どもの貧困対策の推進について記載した箇所において、適切な配慮の下、当事者の声を聴き施

¹ 公益財団法人日本ユニセフ協会、「国連総会、「子どもの貧困」の強力な定義を採択」

https://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pres_07_02.html（最終確認日：2023年10月11日）

² 外務省、「児童の権利条約第4回・第5回政府報告後の同委員会の総括所見（仮訳）（2019年3月）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf>（最終確認日：2023年10月11日）

³ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、「『子どもの貧困率』はなぜ下がっているのか？－統計的要因分析－」

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/08/seiken_230814_02_01.pdf（最終確認日：2023年10月11日）

策に反映し推進することをさらに明記してください。

(4) 子どもの貧困の多様性、支援の届きにくい子ども・若者への支援を明記

中間整理において、子どもの貧困の社会的要因が言及され、「誰一人取り残さず」支援を行うと明記されていることを歓迎します。一方、子供の貧困対策大綱において明示されたふたり親世帯の困窮など貧困の多様性について触れられていないこと、離婚前の実質ひとり親や外国につながる（特に在留資格が不安定など）といった既存の公的支援が届かない状況で暮らす子ども・若者について言及がないことを懸念しています。特に、支援が届きにくい、または支援を利用しにくい子ども・若者に関しては、子どもの権利条約第 2 条（差別の禁止）や、持続可能な開発目標（以下 SDGs）の前文において、最も脆弱な立場の人々へ焦点を当てるのが肝要と述べられていることに鑑み、国籍、性別、障害、地理的所在、民族的出自、また就学状況などにかかわらず、すべての子ども・若者が等しく公的支援制度を利用できることを明記するよう求めます。

(5) 労働条件・労働環境の改善、社会保障制度の充実を明記

子どもの貧困問題を生み出す根源的な要因として、親・養育者の低賃金や不安定な雇用、長時間労働などの労働問題があります。子どもの貧困問題解決のためには、労働問題の抜本的な改善を推進していく必要があることをより明示的に記載してください。

また、前述の子どもの権利委員会の総括所見でも「親に対して適切な社会的援助を与えるための努力を強化」（パラグラフ 38(a)）することが明記されており、より踏み込んだ社会保障制度の充実が今こそ必要です。

(6) こども大綱に添付される、「指標・目標」において子どもの貧困率削減目標や指標を明記

SDGs では、あらゆる形態の貧困を終わらせることが掲げられ、2030 年までに貧困率を半減させるよう明記されています。一方、日本ではいまだ、子どもの貧困率の削減目標が明示されていません。貧困対策が有効に機能しているか測るためには、目標値の設定が必要です。また、貧困率だけではなく、物質的はく奪率や所有物の欠如など、包括的に子ども・若者の貧困状況をとらえることも重要です。子供の貧困対策大綱では、この視点から指標が取り入れられましたが、こども大綱においては、さらに貧困を多面的にとらえる指標の拡充（例えば、医療サービスの利用率や体験活動への参加率など）を求めます。

また、より脆弱な立場に置かれた子ども・若者のデータ収集・分析に留意し、必要な人が支援を利用できているか確認できる指標になるようにしてください。

(7) 教育の無償化及び私費負担の軽減について明記

中間整理において、幼児期から高等教育段階まで教育費負担の軽減を図ると記載があったことを歓迎します（中間整理第 3 の 1（4）など）。一方、そのための具体的な施策については、既存制度の羅列にとどまっています。特に給食費や教材費については、義務教育である小学校・中学校においても私費負担があります。また、ほとんどの子ども

が進学する高校などにおいては、昼食費や通学費なども加わり、さらに大きな家計への負担になっています。初等教育と前期中等教育については、義務教育として憲法上と子どもの権利条約第 28 条によって、その無償性がうたわれています。さらに、高校などの後期中等教育についても、日本が批准する経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）において、無償教育の漸進的な導入が求められています（第 13 条 2 項（b））⁴。子どもの学ぶ権利を保障するために、公教育の完全無償化、私費負担の軽減について迅速な対策を進めることを、こども大綱で明示してください。また、小学校・中学校での給食の完全実施と早期の無償化、高校などに通う子どもへの昼食費、通学交通費への支援・施策を具体的に進めることを記載してください。さらに、高等教育の修学支援新制度の対象の拡大について、迅速な実施を求めます。

（８）経済的に困難な状況にある妊産婦への経済的支援の強化を明記

子どもの誕生前、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援（中間整理第 3 など）が明記されていることを歓迎します。一方、乳幼児期における子どもの貧困対策の重要性は中間整理では明確に示されていません。国は、出産・育児応援給付金など経済的支援を伴う伴走支援を進めていますが、経済的に困難な状況にある世帯は、妊娠期からより一層の経済的支援を求めていることも分かっています⁵。現在行われている妊産婦への保健指導に加え、経済状況に関する相談に対応できる職員を育成すること、経済的に困難な状況にある妊産婦への経済的支援を強化することを明記するよう求めます。

（９）ひとり親への経済的な支援の強化や男女間の賃金格差の解消を明記

日本におけるひとり親の貧困率の高さは経済協力開発機構（OECD）平均よりはるかに高く、就業していても経済的に困難な状況にある世帯が多くなります。セーブ・ザ・チルドレンの調査では、経済的に困難な状況にあるひとり親にたいする賃上げの影響は少なく、物価高騰による負担は大きなものになっています。⁶ そのような状況下に置いて、現金給付を求める声は大きく、恒常的な経済的支援が求められます。児童扶養手当の増額、所得制限の緩和を含む、より抜本的かつ効果的な支援の拡充、特に経済的支援の強化を明記してください。また、ひとり親の中でも母子家庭の貧困率が高いことから、男女間の賃金格差の是正も急務です。男女間の賃金格差解消に向けて速やかに取り組むことを明記してください。

⁴外務省、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第 13 条 2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html（最終確認日：2023 年 10 月 17 日）

⁵ セーブ・ザ・チルドレン、ハロー！ベビーボックス 2023 年春申請者・利用者アンケート結果

<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/3843/1692316776514.pdf>（最終確認日：2023 年 10 月 17 日）

⁶セーブ・ザ・チルドレン、2023 年夏休み子どもの食応援ボックス申込者アンケート結果

<https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-foodboxsummer2023.pdf>（最終確認日：2023 年 10 月 17 日）

(10) 子どもの貧困対策の実施において国から地方自治体への財政的・人的支援を明記

中間整理において自治体との連携やその支援が明記されていることを歓迎します（中間整理第2の（6）など）。一方、特に貧困に対する支援策については、どのような方策を講じるかが具体的に示されていません。子どもの貧困対策において、子ども・家庭へ直接支援・施策を実施する自治体の果たす役割は極めて重要ですが、財政状況や人員がひっ迫している自治体もあります。すべての自治体が十分な体制で子どもの貧困問題に取り組めるよう、また、暮らしている地域によって、子ども・若者が利用できる支援施策に格差が生じないようにするためにも、国から自治体への財政的・人的支援を強化することが必要です。こども大綱には、そのような方向性を明示的に盛り込んでください。